

平成25年度予算編成について

1 財政状況の見通し

長引く不況の煽りは今なお改善の兆しは見え、不況のさなか発生した東日本大震災は発災から1年半が経過した現在も、その傷が癒えたとは言えない状況です。

国政においては、特例公債法案が廃案となるなど、9月以降、国の財源が枯渇する懸念から、予算の執行抑制が閣議決定されており、極めて不安定な情勢となっています。

また、神奈川県においても、緊急財政対策本部調査会（神奈川臨調）より、県有施設の原則全廃や、市町村補助金等の一時凍結が提言されており、この動向によっては、町の財政運営に大きな影響を及ぼしかねない状況が25年度にも生じる可能性があります。

こうした状況の中で、当町の基幹歳入である町税は、不況と人口減少に伴い、更に減少が続くことが予想されるものの、町が単独でこの状況を打開できるものではありません。

地方交付税については、町税の減収に対し、基準財政需要額の増要因から増額となることを見込んでおりますが、震災復興の影響も踏まえ、慎重な対応が必要です。

また、町債残高は23年度末で72億円を超える状況であり、発行にあたっては必要最小限に絞った抑制的なものとしていく必要があります。

こうしたことから一般財源については前年度当初予算規模の財源を確保することは非常に難しい状況です。また、例年になく不透明な要素が多く、予算計上にあたっては綿密な情報収集と慎重な対応が必要です。

歳出においては、経常的経費のうち、扶助費は少子高齢化等の要因により、引き続き増加する見込みです。一方、普通建設事業も先送りした、二宮小学校大規模改修工事や、第3分団詰所建築工事に加え、継続費を設定している吾妻山公園再整備事業や、(仮称)風致公園整備事業、その他ごみ処理広域化に係る一連の整備事業など、このタイミングで実施しなければならない大型事業が山積していることから、投資的経費を確保していかなければならない状況です。また、中長期的な展望として東京大学果樹園跡地の事業化も予定されていることから、このことも念頭に置いた対応が必要となります。

このため、前年度並みの予算計上を行っていかなくては確実に資金不足が生じることとなりますので、既存の事業をそのまま継続していくことは到底不可能です。

借金に頼ることなく町を維持していかなければならないという考えが基本ではあるものの、一方で、町の将来に資する戦略的な投資事業は借金によっても行っていく必要があります。このことを踏まえつつ、今、町の置かれた現状は借金に依存せざるを得ない状況であり、計画的に事業展開をしていくためには、全庁一丸となって危機意識を持ち、前年踏襲の考えを排除していかなければなりません。

以上のとおり、町の財政は逼迫の度を増しており、各部課においては、これまで以上に思い切った歳出削減策を打ち出していただく必要があります。

2 予算編成方針

【はじめに】

平成25年度は、次期総合計画の初年度であり、新たに策定される前期実施計画とリンクした予算編成としていきます。これは、今後、実施計画に位置付けのない事業は基本的に予算化できないことを意味します。同時に、これまで同様、二宮町行政改革大綱に基づいた行政改革推進計画も踏まえて推進していきますが、総合計画と行政改革が車の両輪となって真に機能することで、町の行財政基盤を確立し、健全な財政運営を目指します。

【基本的な考え方】

基幹歳入たる町税は、今後毎年減収となることが予想される上、その他交付金等も軒並み減少傾向にあります。また、町の財政指標のうち「経常収支比率」は、更に前年を更新し、93.5%となるなど、より一層硬直化が進み、政策的な経費がほとんど生み出せない身動きの取れない状態と言えます。

歳入が伸びない中で、過度に借金に頼っては近い将来立ちいかななくなることは自明の理であるものの、財政見直し中でも記載したとおり、不足分については借金をしなければ町を維持していくことはできない状況です。

従って、聖域を設けることなく、これまで以上に歳出削減を図ることが至上命題であり、同時に事業の廃止や縮小を含む見直しが求められます。幸いにも総合計画の改定が伴うため、この機会に抜本的な事業の見直しを同時並行で図ることとします。

また、一定の成果がある事業についても、継続的に実施することの可否を検証し、できる限り終期を設定することとします。

歳入については、国庫補助金等に震災の影響による不確定要素が多くあり、細心の注意を払うこととするほか、神奈川臨調より県有施設の原則全廃や市町村補助金の一時凍結などが提言されており、これを受けた県の緊急財政対策本部の動向にも注視することが求められます。加えて、税外収入の確保や、活用可能なあらゆる財源を見出すことに引き続き取り組むこととします。

予算編成については、新たに主管部長査定を位置付けておりますが、予算編成方針を踏まえた部長査定を経て、見積書提出、1次査定という手順に改めました。

なお、1次査定はこれまで同様、見積書全部を査定する「一件査定方式」により実施いたします。

各部課においては、これまで以上に厳しい財政状況にあるという認識に立ち、自課のみならず、町全体で予算を創出していくという視点に立つとともに、限りある財源を1円足りとも無駄にすることのないよう肝に銘じ、編成作業にあたるようお願いします。

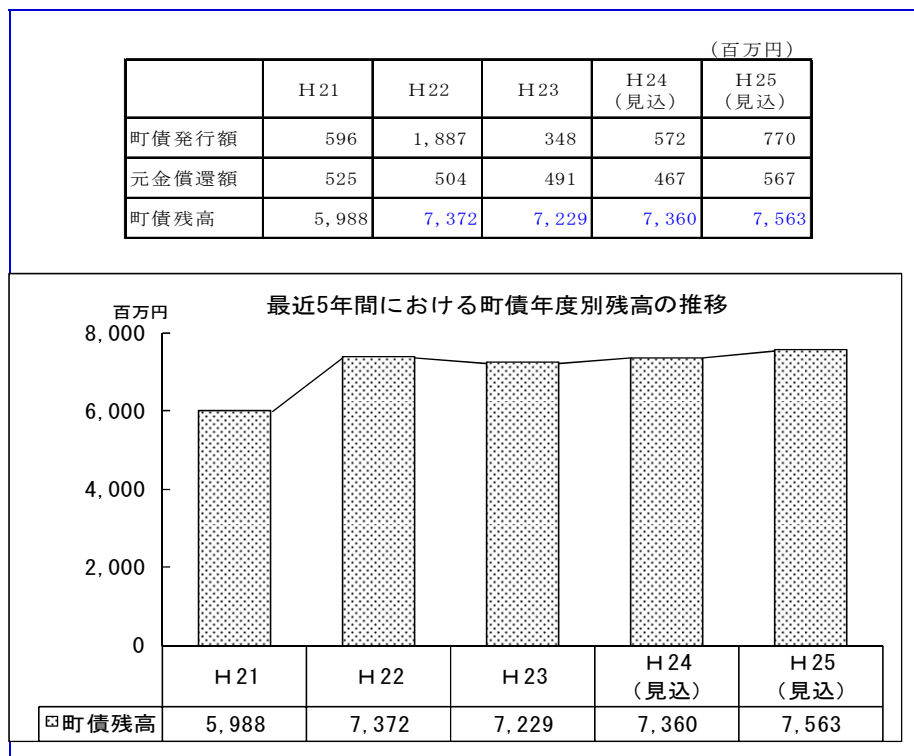
この方針の意義を十分に踏まえた上で次項の基本的事項等に基づき予算見積りをしてください。

3 基本的事項等

以下に示すのは町債の状況です。この状況を踏まえ、基本的事項を必ず確認し予算見積明細書の作成に努めること。

(参考) 町債の発行額、元金償還額及び残高について

平成 21 年度～25 年度までの町債発行額は 23 年度を除き償還額を超えている状況です。「償還額以上の町債を発行しなければ予算は組めない」という危機的な財政状況となっています。



- (1) 「次期総合計画」に基づき、平成 25 年度重点施策を中心とした予算見積りに努めること。また、「二宮町行政改革推進計画」の趣旨を反映し、予算見積りにあたること。
- (2) 部長査定については、課等毎に適宜日時を調整の上、実施すること。なお、選管・監査については総務部長査定とし、農業委員会は都市経済部長査定とすること。各課等については、部長査定の経過を明らかにするために、査定結果を記載して予算見積明細書と一緒に提出すること。
- (3) 議会からの予算・決算審査意見、監査委員からの決算監査審査指摘事項については、可能な範囲で予算見積りに反映させること。
- (4) 国庫支出金については、地域主権改革の流れの中で一括交付金化が推進されており、その動向に十分に留意すること。また、制度改正による変更が予定される場合は企画財政課と協議し、その対応を決定すること。
- (5) 町税、保険税、保険料、使用料及び手数料、負担金等の滞納繰越額については、前年以上の徴収率に基づいた予算見積りとすること。
- (6) 利用者負担分を事業費から控除した予算計上としている事業については、収入支出すべてを予算に編入することとした総計予算主義の原則に則り、使用料、手数料

などとして計上すること。また、利用者負担分を諸収入の雑入で収入しているが、本来、使用料などで収入すべきものは条例化し変更すること。

- (7) 県補助金は、神奈川臨調より一時凍結・抜本の見直しの提言を受け、県の対応が今後示されます。対象事業がある課については、予算見積明細書の提出時に概要や経費等をまとめたものを一緒に提出すること。
- (8) 専門職職員（保健師や保育士）の出産・育児休業等の対応として、平成 25 年度より任期付職員雇用を開始する予定です。予算は総務課において一括積算しますが、該当課は総務課及び企画財政課と対象者等の協議が必要となります。また、非常勤特別職職員の費用弁償を予算化するので、対象がある場合は各課で計上すること。
- (9) 委託料等の物件費については、施設の法定点検等、法律で定まっているものを除きゼロベースで抜本的な見直しを図ること。（職員ができる作業の委託料は原則として認めません。【例】清掃委託料）
- (10) 維持補修費については、基本的な維持費及び人体・業務に支障をきたすおそれのある施設、機械等の修繕費の予算見積りのみとすること。また、施設については数年間の維持経費と費用対効果を考え、大幅な赤字が見込まれる場合は施設を停止または廃止することを視野にいれ見積もりをすること。
- (11) 町単独の扶助的経費については、近年、見直しを続けていることもあり、削減・廃止を実施する予定はないが、担当課において、さらに見直しができるところがある場合は内容を報告すること。
- (12) 町の団体補助金については、要求額を計上すること。補助対象である全団体の実績報告を基に剰余金等の分析をした中で査定を実施するので、平成 22、23 年度の補助金実績報告書をまとめておくこと。（別途提出依頼予定）
- (13) 投資的経費については、重点施策に記載されている事業以外、原則予算化をする予定はないので予算見積りをしないこと。
- (14) 上記に挙げてきた以外の経常的経費については、23 年度決算額及び 24 年度の状態を加味した上で見直し、制度改正に基づくもの以外は増額要求をしないこと。

4 日程

平成 25 年度予算の編成日程（予定）は、以下のとおりとします。

区 分	日 程
予算見積明細書提出期限	平成 24 年 11 月 1 日(木) ※期限厳守
1 次査定（政策部長・企画財政課長）	平成 24 年 11 月 12 日(月)～平成 24 年 11 月 30 日(金)
2 次査定（町長・副町長）	平成 24 年 12 月 17 日(月)～平成 24 年 12 月 27 日(木)
内示	平成 25 年 1 月 31 日(木)
予算書校正	内示後 3 日程度

※1 上記日程は、諸事情により変更される場合があります。

※2 各課別の査定日程については、追って通知します。

※3 1 次査定には、所属長の指名する主査以上の職員の出席をお願いします。

平成25年度 重点施策（事業）について

1 重点施策（事業）の推進について

平成25年度は、新たな総合計画のスタートとなる年であり、次期総合計画・前期基本計画の着実な推進のため、これまでの取組みの成果やそれに対する評価結果を踏まえ、行政内部の再点検を行い、これまで以上に効果的・効率的な行政運営を行うことが必要である。

また、平成25年度における重点施策（事業）の推進にあたっては、「二宮町行政改革大綱」に基づいた行政改革推進計画の着実な履行を併せて進めていく。

次期総合計画については、現在、策定中ではあるが確定している素案に基づき、前期基本計画の1年目として次の事項について、重点施策（事業）として取り組んでいくこととする。

2 重点施策（事業）について

（1）生活の質の向上と定住人口の確保

① 高齢者等の安心な暮らし支援

- ・高齢者・障がい者支援の充実
- ・介護予防の推進（認知症予防普及推進等）

② 「子育て・子育て支援」と「教育・学習環境の充実」

- ・子育て、子育て、親育ちの充実（「子育て練習講座」（そだれん）の推進等）
- ・児童相談、虐待予防の強化
- ・不登校児童生徒対策の充実（適応指導教室の充実）
- ・外国語教育・国際教育の推進
- ・学校施設の計画的な施設整備（二宮小学校リフレッシュ工事）
- ・放課後子ども教室の推進

③ 協力と支え合いによる福祉のまちづくり

- ・地域福祉施策の促進

④ 子育て世代の定住促進

- ・子育て支援業務の一元化
- ・新たな子育て支援施設整備計画の策定
- ・子育て支援情報の集約・発信
- ・住まいの確保、住環境の整備・促進（住宅リフォーム助成の実施）

（2）環境と風景が息づくまちづくり

① 二宮の自然、文化、住環境の魅力づくり

- ・芸術・文化の振興（町民の発表の場の提供等）

- ・吾妻山公園の再整備、(仮称) 風致公園の整備
- ・駅周辺商店街の活性化に向けた支援 (北口通り商店街の再生)

② 二宮ブランドの開発と活性化

- ・二宮ブランドの普及促進
- ・特産品の研究・開発と販路の確保 (オリーブ、湘南ゴールド)

③ みんながスポーツによる健康づくりと賑わいの創出

- ・スポーツ活動支援の充実 (町内体育施設の利用促進)
- ・健康づくりへの支援、施策の充実

④ 多様な観光メニューの開発による観光の振興

- ・観光協会の自立に向けた支援
- ・日帰り観光の推進

⑤ 交流拠点の創出

- ・東京大学二宮果樹園跡地の暫定利活用

(3) **交通環境と防災対策の向上**

① 二宮の顔づくり＝駅北口整備

- ・都市マスタープランの改訂
- ・北口駅前広場暫定整備の検証

② コンパクトな町に相応しいみんなの交通環境整備

- ・地域公共交通計画の推進 (新たな乗合交通の導入・検証)
- ・狭あい道路の拡幅推進

③ 安全・減災都市二宮づくり

- ・消防救急無線の広域化・共同化等の推進
- ・橋りょう長寿命化修繕計画の推進
- ・公共下水道の整備促進 (山西汚水幹線の整備、北新道地区雨水対策)
- ・町道雨水排水対策 (稲荷谷地区雨水排水対策)
- ・危機管理体制の強化 (災害弱者への支援体制整備)
- ・消防力の充実強化 (第3分団詰所の整備)

(4) **戦略的行政運営**

① スリムで効果的な行財政運営の確立

- ・町民との対話の推進 (ふれあいトークの充実)
- ・行政改革推進計画の推進及び行政評価システムとの連携
- ・財源確保策の推進 (吾妻山公園等の税外収入確保策の検討)
- ・収納率の向上
- ・未利用公共用地の検討 (旧国立小児病院跡地、二宮字正泉寺内用地など)
- ・適正な公有財産管理 (公共施設白書を活用した整備、再編の検討)

② 総合計画に依拠した政策マネジメントの推進

- ・ 人事評価制度の拡充（業績評価の導入）
- ・ 職員研修の充実

③ 広域行政による自治の推進

- ・ ごみ処理広域による円滑なごみ処理の推進
（次期環境事業センター建設費負担金、(仮称) 剪定枝資源化施設用地取得・整備、し尿処理施設整備事業）
- ・ 広域消防による効率的な消防体制の検討

④ 二宮PR大作戦の展開

- ・ 町内外への情報発信の充実（ホームページ、広報紙の充実）
- ・ 定住促進事業の展開